

意見陳述書

2023年8月30日

令和5年(行コ)第19号工事实施計画認可取消請求事件

控訴人 川村 晃生

東京高等裁判所 御中

私は2022年6月30日の、本控訴審第1回口頭弁論において、「景観」という観点から、私の原告適格なしという一審判決に対して異議を申し述べました。そこでは南アルプスが美しい景観であるというだけにとどまらず歴史的景観をも有するものであり、その価値は行政事件訴訟法第9条に言う「不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合」の個別的利益として存在し、私はそれを享受する権利を有するものとした上で、判決を下した裁判官の景観の持つ重要性への見識の欠如を指摘して、判決は誤審であることを主張したものでした。

本陳述はそれを法的側面において補強するという意味において、ここで再び景観問題を論じたいと思います。

いったいこのような景観破壊が起こされたり、或いは予測されたりする場合、国や地方公共団体などの行政はいかなる措置を講じねばならないのかについて論じることから始めたいと考えます。

まず景観法第二条及び第三条において基本理念とされている、「①良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」という一文に示される理念に則り、国は良好な景観を国民共通の資産としてその整備・保全・形成に努めることが、責務と定められています。

従ってそれは逆に言えば、とりもなおさず国は良好な景観の破壊を許してはならないことを意味しているとも理解してよいでしょう。そして付言すれば第四条において、地方公共団体もそれに準じる責務を負っていることが定められています。

一方また第六条は住民の責務として、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めることが定められており、このことは逆に言えば良好な景観の破壊を食い止めるべく努力することが定められているということでもあって、それは私たちのような南アルプスを眺望できまたその景観を享受している人々はその破壊を中止させるべく努めるよう定めていると理解してもよいでしょう。

さらにまた南アルプスが国立公園に指定されている点に鑑みれば、自然公園法第二条、第三条によって、国は優れた風景地の国立公園の保護と適正な利用を図らねばならないことが定められており、地方公共団体も等しくその責務を負っていることが定められています。すなわちこのことは、南アルプスが国立公園としての優れた風景地という価値を減じるようなことがあってはならないことを前提として条文化されていると理解してよいと思われま。

一方南アルプスは2014年にユネスコエコパーク(生物圏保存地域)に登録されました。このエコパーク登録では3つの機能が求められており、その中の一つの大きな柱が多様な動植物、自然、

景観により形成される生物多様性が存在し、それが維持されることであります。すなわち生物多様性の基盤には、多様な生物を育む自然とそれを形成する景観が存在し、その景観によってはじめて生物多様性は維持されるということを示してもいるわけです。

以上のような前提に立つ時、昨年10月17日に東京地裁103号法廷において陳述された松島信幸原告側証人の証言は、衝撃的と言ってよいようなきわめて重要な示唆を与えてくれるものであります。松島氏はその生涯にわたって、南アルプスを自らの足で踏査し、その地質や地形の特質を明らかにしたという点でその右に出る者はいないと評価されている方です。

そして氏はその調査の結果として、南アルプスの特徴を次のように指摘されています。すなわち、南アルプスは超高压の山体内地下水で保持されているため、ここにトンネルを掘って水が抜ければ当然のことながら植生をはじめとする生態系が完全に失われること、そしてひいては山容の崩壊を招くこと、という二つの点です。つまり松島氏は、将来的に山容の崩壊という景観破壊と植生の喪失による景観破壊が生じる可能性を危惧しているわけですが、そうなればもはやエコパークの登録抹消という事態に立ち至ることはまちがいないでしょう。私たちはここで、景観の破壊がそれほど重要な意味を持っていることを理解せねばなりません。

なおお付言すれば以上で明らかなように、景観は生態系と密接な関係を持つものであって、その景観があってこそはじめてその生態系が保たれているのです。先に述べたエコパークが求めている機能もこの事実を指摘し、また自然公園法が第三条の1項・2項に景観と生態系を併記するのもこれに関わるものと考えられ、景観をただ眺望する価値だけで論じることは、景観の持つ意味を十分に理解しているとは言えないということを、私たちは肝に銘じなければなりません。

さていま南アルプスのトンネル掘削という現実を前にして、国はトンネルを掘るという景観破壊の態度と、その破壊を防ぎ景観を保全するという態度の、二つの行為がぶつかり合った事態を迎えています。この相反する態度の衝突という事態において、環境影響評価法という保全する側の態度の有力な根拠がこの場面で有効に働いていない場合、その当否をめぐっては当然司法の場における判断を仰ぐことにならざるを得ません。そして南アルプスの景観を「不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合」の利益を享受する権利を持つ国民の一人として、私は南アルプスの景観利益について、法廷で争う権利を持っているはずで、そうでなければ私はその利益の有無を争うことにおいて、公的な場をどこにも持てなくなってしまいます。

裁判官が原告の主張に十分耳を傾け、慎重かつ公平な審議によって、その当否を判断するのであれば、かりにその判断が不当であっても、それは甘んじて受け止めなければなりません。

しかしながらのっけから私を原告適格なしとして原告から外すことは、これまで述べてきた論述の趣旨に明らかに反しており、不当であり誤審であると言わざるを得ません。裁判官におかれては私の主張を正面から受け止め、もし私に原告適格がないのであれば、以上の論述に対する回答をその理由をふくめて判決文の中で示していただきたいと思っております。

日常生活において多くの方がさして気にもとめずにいる、しかし一歩誤れば重大な結果を招く「景観」という問題について、裁判官の真摯な対処を期待しつつ、私の陳述を終わります。

以上